

(別紙)

内航船舶輸送統計調査規則の改正について

平成 21 年 12 月 22 日
総 合 政 策 局
情報安全・調査課交通統計室

1. 改正の背景

統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である内航船舶輸送統計については、内航船舶輸送統計調査規則(昭和 38 年運輸省令第 16 号)に基づき、調査を実施しているところである。

近年、統計の整備に関する政府全体の動きとして、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定)や「統計行政の新たな展開方向」(平成 15 年 6 月 27 日各府省統計主管部局長等会議申合せ)において、新規統計の整備や既存統計の見直し等の方針が示され、これを受けて、国土交通省においても、既存の交通統計の見直しを進めてきたところである。

これを踏まえ、今般、公表の早期化を図るため、調査系統の見直しを行い、これに係る規定の整備を行う。

2. 改正の概要

内航運送をする事業を営む者等に対し、国土交通大臣が調査票の配布を行い、提出を受けるよう、調査系統の変更(地方運輸局長等を経由する事務の廃止)を行う。